

# 野田村東日本大震災 津波復興計画

～ 安全・安心で活力あるむらづくり ～



平成 23 年 11 月

岩手県野田村

# はじめに

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のマグニチュード 9.0 を記録し、この地震により発生した大津波は、かけがえのない尊い生命を奪ったのみならず、本村の住家約 3 分の 1 が被害を受けるとともに、漁業や商工業などに甚大な被害をもたらしました。

この未曾有の大津波から 8 か月が経過しましたが、改めて、犠牲になられた方々に心から哀悼の意を表するとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

震災直後から、消防、警察、自衛隊などの献身的な活動や、全国各地、さらには海外からも多くの支援物資や炊き出し、義援金などが寄せられるとともに、国、県、他の市町村、関係機関、ボランティアなどの心温まるご支援をいただき、心から感謝を申し上げます。

本村におきましては、この大津波から立ち上がり、一日でも早い復旧・復興に向け、一丸となってむらづくりに取り組むため、5 月 1 日に「野田村東日本大震災津波復興本部」を設置、6 月 23 日に「野田村東日本大震災津波復興計画策定委員会」（委員長・堺茂樹岩手大学工学部長、委員 25 人）を立ち上げ、専門的見地からの助言・提言などに基づきながら数回にわたる協議や、村内全地区での懇談会開催により、村民の意向を取り込みながら、基本理念を「安全・安心で活力あるむらづくり」と定め、「野田村東日本大震災津波復興計画」を策定いたしました。

この復興計画により、村の方向性が示され、被災された方々の今後の生活設計に役立てられるものと考えておりますが、村の本格的な復興、具体的な事業の推進など、村民との更なる合意形成はこれからであり、その道のりにおいては幾多の困難も予想されます。

今後とも村民の皆様をはじめ、村議会、国、県、関係各位のご理解とご支援をお願い申し上げます。復興計画策定にあたってのあいさつといたします。

平成 23 年 11 月

野田村長 小 田 祐 士

## ■ 目次 ■

1	計画の名称	2
2	計画策定の趣旨	
3	計画の役割	
4	計画の期間	
5	計画の基本理念と基本方針	3
6	復興と発展の方向を示す総合計画の将来像	4
7	計画の体系	
8	防災まちづくり	5
	防災まちづくりの考え方	
	魅力的なまちづくりの視点からみた都市構造・基盤整備	
	津波に対して安全・安心な建築物の誘導	
	地域防災計画・避難場所の整備	
9	生活再建	10
	生活基盤の復旧	
	住宅の再建と支援策	
	雇用の確保	
	保健・医療・福祉の復興	
	教育・文化の推進	
	地域コミュニティの継続	
	行政機能の充実・強化	
10	産業・経済再建	12
	水産業の復興	
	農林業の復興	
	商工業の復興	
	観光の復興	
11	元気で活力ある村を取り戻す	13
12	主要事業計画	14
13	付属資料	16

## 1 計画の名称

この計画の名称は「野田村東日本大震災津波復興計画」とする。

## 2 計画策定の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の大津波により、かけがえのない尊い生命と貴重な財産を奪われるとともに、本村の中心部にある商店街や住まい、働く場、交通網、漁港など広範囲にわたり壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な被害をもたらしたところである。

この計画は、科学的、技術的な必然性と社会・経済的な必要性に立脚した検討に基づき、本村が東日本大震災津波を乗り越えて力強く復興するための設計図として、復興に向けての基本理念や基本方針、さらには、具体的に取り組む施策や事業、工程表等を明らかにするものである。

なお、本村では、「豊かな自然と活力にみちた住民が主役のむら」の実現に向けて、「野田村総合計画後期基本計画」を平成 23 年 3 月に策定し、様々な施策を村民の力を結集しながら推進するところであったが、今回の大震災津波を踏まえて、「野田村総合計画後期基本計画」に基づく施策の推進を基本としつつも、復興に関する事項については、本計画に基づき推進し、平成 28 年度からは新総合計画に継承するものである。

## 3 計画の役割

この計画は、大震災津波からの復興に当たって、次の役割を担うものとして策定する。

- (1) 被災者に寄り添い、一人ひとりの安全を確保し、その暮らしと生活の再建を支援すること。
- (2) 復興に当たって、村民、関係団体、事業所など、地域社会を構成するあらゆる主体が一体となって取り組むための指針となること。
- (3) 復興に当たって、村としての施策の方向や具体的な取り組み内容を示すこと。
- (4) 国・県に対して、必要な復興事業の推進や支援を要請すること。
- (5) 村外からの積極的な支援と参画を通じた「開かれた復興」を促すこと。

## 4 計画の期間

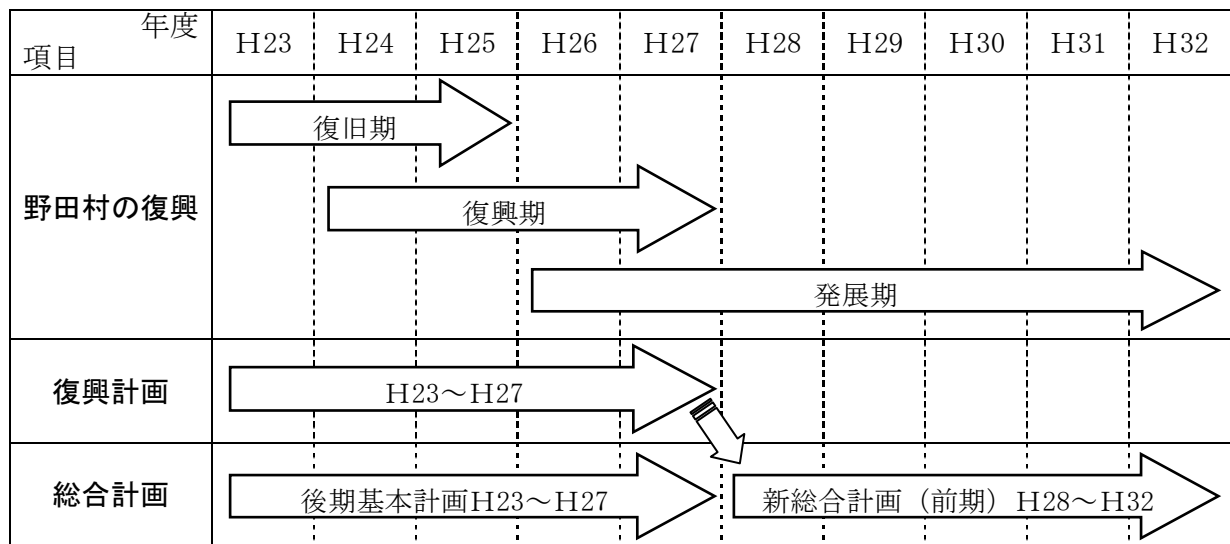
この計画は、平成 23 年度（2011 年度）を初年度とし、平成 27 年度（2015 年度）を目標年度とする 5 か年計画とする。

なお、取り組みの期間を「復旧期」、「復興期」、さらに計画期間を超える取り組みも含めた「発展期」の 3 つに区切りつつ、取り組みの当初から一体的な戦略に基づき、一貫した復興を目指す。

また、復興に当たっては、概ね 10 年後（平成 32 年度）を見据えながら段階的に実施し、復興計画の発展期については、新総合計画（前期）に継承する。

段階的な復興
復旧期：平成 23 年度～平成 25 年度（3 年間）
復興期：平成 24 年度～平成 27 年度（4 年間）
発展期：平成 26 年度～平成 32 年度（7 年間）

○復興計画と総合計画の関係



## 5 計画の基本理念と基本方針

### ～基本理念～

東日本大震災から本村を迅速に蘇らせ、安全・安心なむらを創造するため、基本理念を「安全・安心で活力あるむらづくり」と定め、全ての村民の力を結集し、結いと協働による復旧・復興・発展に取り組みます。

### ～基本方針～

#### ・防災まちづくり

津波に強い多重的な防災施設や避難路の整備、高台移転や地盤・道路の部分的な嵩上げの推進、情報伝達施設や防災計画の再整備など安全なむらづくり

#### ・生活再建

被災した医療・社会福祉施設等の復旧、公営住宅等の整備、交通ネットワークや情報通信の再構築など安心して暮らせるむらづくり

#### ・産業・経済再建

漁業や農業及び商工業等の産業基盤の復旧・復興、雇用の場の確保、漁港や観光施設等の整備など活力あるむらづくり

## 6 復興と発展の方向を示す総合計画の将来像

村総合計画の将来像は、「豊かな自然と活力にみちた住民が主役のむら」であり、この実現に向けて以下の4点が基本目標とされています。復興計画は、これらの基本目標の実現に寄与できる計画とします。

### ○自然豊かで快適な住みよいむら

海や山に囲まれた美しく豊かな自然環境や田園風景のもと、人々が心の安らぎとうるおい、ゆとりとぬくもりが持てる「住みよい、住んで良かった、住み続けたいむら」を実現する。

### ○地域と共生による福祉と健康のむら

村民一人一人が地域と共に生きる社会の構築の必要性を行政と住民が十分認識し、真の福祉社会と健やかなむらを実現する。

### ○心ふれあう教育・文化のむら

村民がそれぞれのライフステージに合わせた多種多様な生涯学習活動を通じて、自己の実現に取り組むことができる環境づくりを進め、生涯を通じて自らの個性や能力を伸ばし、豊かで生き生きとした人生を築けるむらを実現する。

### ○活力と豊かな暮らしのあるむら

本村の特性を生かした活力ある産業の展開により、雇用機会の創出や人口の定着など、本村が末永く発展していくための活力を生み出すむらを実現する。

## 7 計画の体系

### 防災まちづくり

- 防災まちづくりの考え方
- 魅力的なまちづくりの視点からみた都市構造・基盤整備
- 津波に対して安全・安心な建築物の誘導
- 地域防災計画・避難場所の整備

### 生活再建

- 生活基盤の復旧
- 住宅の再建と支援策
- 雇用の確保
- 保健・医療・福祉の復興
- 教育・文化の推進
- 地域コミュニティの継続
- 行政機能の充実・強化

### 産業・経済再建

- 水産業の復興
- 農林業の復興
- 商工業の復興
- 観光の復興

## 8 防災まちづくり

### ■ 1. 防災まちづくりの考え方

過去から繰り返されてきた津波被害に対して、今後どのように村を守るのか、その防災まちづくりの考え方として3点を掲げます。

#### 考え方1：東日本大震災津波（3.11）の規模に対し、市街地を守る防災まちづくりを目指す

- ・3.11以前の防潮堤の整備計画では、今回と同様の被害が繰り返されることが想定されます。防潮堤の整備計画を再検討し、少なくとも今回と同規模の津波が再来しても、市街地を浸水させないことを防災まちづくりの基本とします。
- ・津波に対する直接的な防災施設である防潮堤は、第1堤防（海岸防災林施設）を締切（閉鎖）型で新たに強化整備を要望し、さらに、第2堤防の建設海岸堤防（三陸鉄道・国道45号）及び農地海岸堤防の強化整備を要望します。
- ・堤防を越えた津波被害を最小限にするため、第3堤防（盛土）を整備し、防災機能の向上を目指します。

#### 考え方2：堤防を越える津波に対しても、村民の命や暮らしを守る防災まちづくりを目指す

- ・これまでの津波被害の経験から、経験に収まらない事態が発生することを前提とした防災まちづくりを進めることを基本とします。そのためには、村を災害に強いものに変えていくなどの根本的な取り組みが必要となります。
- ・堤防を越える津波に対しては、住家までの津波の到達時間を稼ぎ、がれきなどの流出物をとめる緩衝地帯と第3堤防（盛土）の整備を目指し、緩衝地帯がとれない地区においては高台移転を推進します。
- ・広域交通インフラ、幹線道路やそれに関連する拠点施設の整備等を通じて、浸水区域より内陸へ将来的に市街地が移転し、発展するよう、土地利用の変更や拠点的施設の誘導などを図ります。
- ・避難計画等のソフト面での対応においても、今回の教訓をもとに対策の見直しを進めます。

#### 考え方3：防災まちづくりを通じて、持続的な活力の創造に結びつくことを目指す

- ・津波防災対策とともに、日常の村民の利便性や快適性、コミュニティや将来を考えた商業・観光施設の整備等を通じて、持続的な活力を育成します。

（パークゴルフ場や植栽等による公園としての利用、商店街の新たな形成、飲食店等の沿道エリア、防潮堤の整備による新たな景観形成の検討など総合的に推進していきます。）

※緩衝地帯……………二物間の衝突や衝撃を緩め和らげる中立地帯

※交通インフラ……………道路や鉄道、港湾など

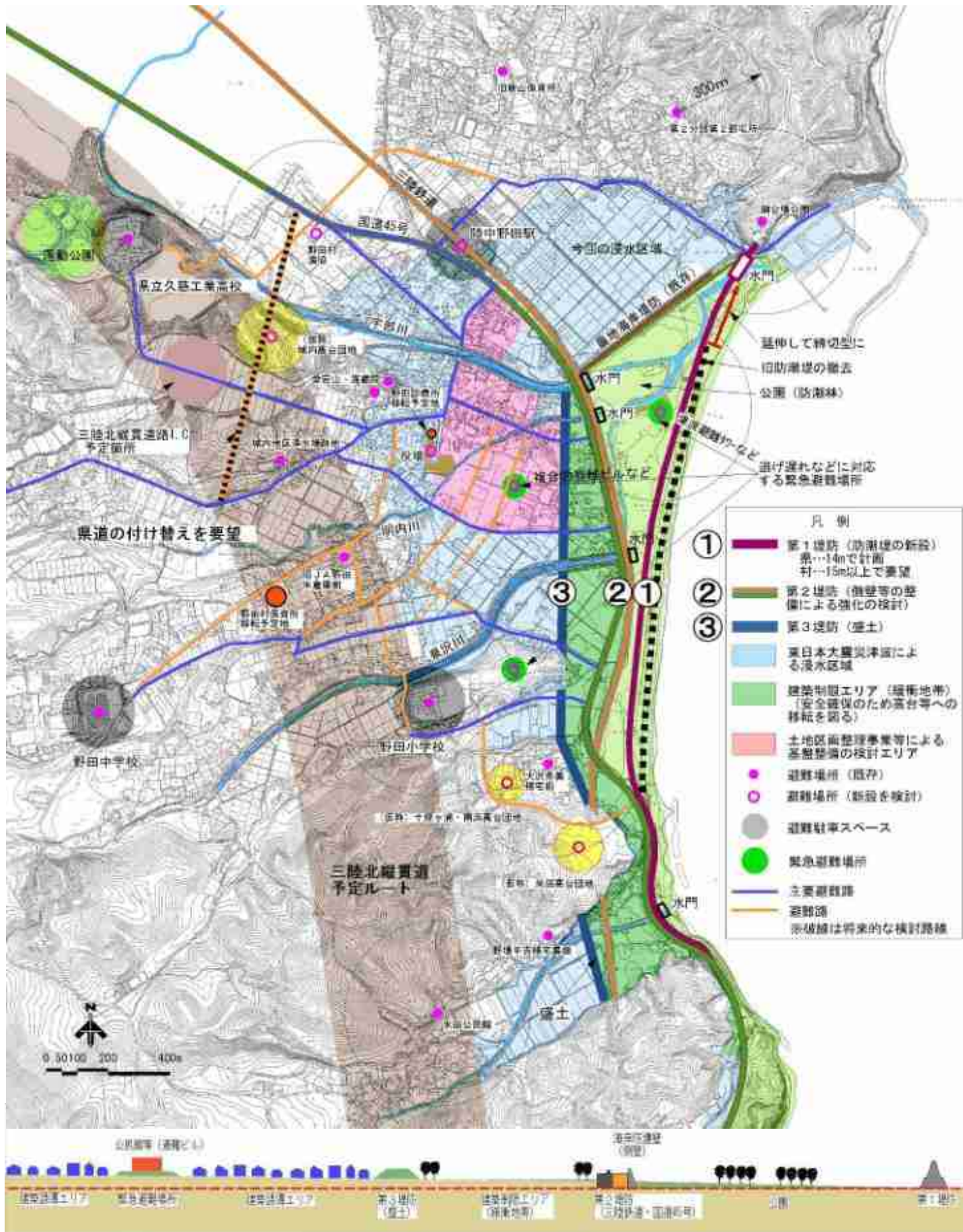
## ○地区別の復興パターン

考え方1～3に則した地区別の復興パターンとして次のとおり考えられます。

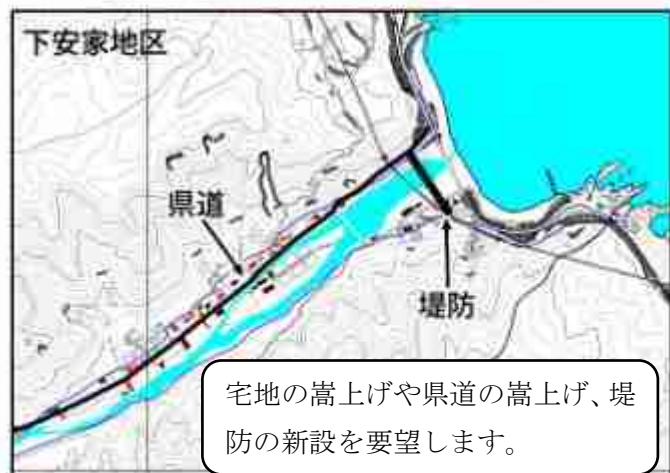
地区名		城内・泉沢地区	米田・南浜地区	玉川・下安家地区	中沢・港地区
第1堤防		東日本大震災津波（3.11）の規模に対して、国道45号より陸側を浸水させない堤防を要望します。	同左	下安家地区は、堤防の新設を要望します。玉川地区は、水門の嵩上げを要望します。	港地区は、防潮堤の延伸による水門の設置を推進します。中沢地区は、防潮堤の嵩上げを要望します。
防潮林		流出しにくく、津波の減災効果が期待できる樹種等の検討を進め、レクリエーション機能を備えた公園として再生させます。	同左	—	—
第2堤防	建設海岸堤防	三陸鉄道	同左 陸こうを検討します。	— （橋梁のため堤防機能を附与できません。）	—
		国道45号	同左	— 同上	—
	農地海岸堤防	—	—	—	原形復旧をします。第1堤防が締切型で整備された後は、第2堤防となり、さらに防災施設が強化されます。
緩衝地帯		津波エネルギーを吸収するポケット状の公園とし、住まいの方々は高台等に移転します。（個人の費用負担が極力少なくなる方法を検討します。）	— （緩衝地帯がとれないため、高台移転を推進します。）	— （緩衝地帯がとれず、高台移転も困難であることから、県道・宅地の嵩上げを要望します。）	—
第3堤防（盛土）		建築制限エリアの境界線及びがれきなどの流失物の防災施設として盛土や防潮林を整備します。また、河川の切替を要望します。	盛土等による整備を推進します。	—	—
計画のポイント		<ul style="list-style-type: none"> <li>最低限の移転により、ポケット状の公園を整備し、減災を図ります。国道の沿道利用は最低限とします。</li> <li>将来的に国道45号の付替えも可能です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高台へ移転する地区は抜本的に安全対策が実現します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>嵩上げにより今回と同程度の津波に対する安全性を高めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防潮堤や水門の整備により今回と同程度の津波に対する安全性を高めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防を越える津波に対しては避難等のソフト面での対策を推進します。</li> </ul>					



○城内・泉沢・米田・南浜地区の復興パターン



○中沢・玉川・下安家地区の復興パターン



【大津波の状況（港地区）】



## ■ 2. 魅力的なまちづくりの視点からみた都市構造・基盤整備

### ● 災害に強く、利便性の高い交通網の形成と災害時迂回路の整備

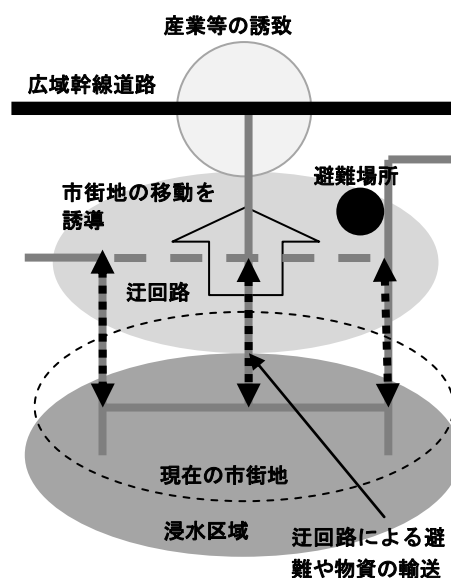
- ・ 今回の震災の教訓から、避難や緊急対応時において浸水区域を迂回できる道路の整備を進めます。
- ・ 迂回路は県道の切替えや三陸北縦貫道路との接続を考慮し、平常時においても利便性の高い道路とします。

### ● 高台移転や公営住宅の整備等による市街地の浸水区域外への計画的移動

- ・ 利便性の高い交通インフラの整備と併せ、高台移転や公営住宅等を先行的かつ計画的に整備し、将来的に市街地全体の移動を誘導します。

### ● 将来的な公共公益施設の移転と広域交通インフラを活用した産業の推進

- ・ 将来的な公共公益施設の建替えにより、より安全な場所への移転を推進します。また、広域交通インフラの整備計画と連携し、産業の推進を図ります。



## ■ 3. 津波に対して安全・安心な建築物の誘導

- ・ 国等の調査結果を参考に、建築誘導エリアを中心に建物の立地や配置、構造方法についてのガイドラインを作成し、周知を図ります。

## ■ 4. 地域防災計画・避難場所の整備

- ・ 避難場所の位置や避難路の考え方、避難場所が備えるべき機能などを検討し、整備を図ります。
- ・ 避難が難しい海岸付近においても、展望台を兼ね備えた津波避難タワーを整備するなど、平常時の利用と併せた避難場所の整備を図ります。
- ・ 全ての水門の遠隔操作化や河川改修等を要望します。
- ・ 防災行政無線の早期復旧を図るとともに、災害時でも使用できる電源の確保や適正な配置を検討し、実現に向け取り組みます。
- ・ 久慈消防署野田分署を浸水区域外へ移転・整備するほか、被災した屯所や消防車両等を再整備し、防災体制の充実を目指します。また、大規模災害でも対応できるよう地域防災計画を見直します。
- ・ 役場庁舎等公共施設、避難場所等に、太陽光発電システム等の新エネルギー利用システムの導入を推進します。また、災害非常時の電源確保に向け蓄電池や非常用電源など災害に対応できる設備の導入を検討します。



【津波避難タワーのイメージ】  
(三重県大紀町提供)

## 9 生活再建

### ■ 1. 生活基盤の復旧

- ・上下水道の早期復旧に努めるとともに、計画に即した整備を推進します。
- ・情報通信網の早期復旧に努めるとともに、のんちゃんネットの復旧による通信環境の充実や有効活用を促進します。

### ■ 2. 住宅の再建と支援策

- ・建築制限を行うエリアの方々の住まいの再建に対して、説明会等により村民の合意形成を図りながら、高台移転や公営住宅の整備等の復興策を具体化します。
- ・建築誘導エリアの方々についても、国・県と連携し、安全・安心な建築物の誘導や公営住宅等の整備を図ります。
- ・安全で良質な応急仮設住宅や公営住宅及び高台宅地の整備を進めるとともに、住宅再建、住宅支援制度の周知や充実を図ります。

### ■ 3. 雇用の確保

- ・緊急的に雇用の維持・創出を図るほか、地域産業の早期復興により、安定的な雇用の場の創出を目指します。

### ■ 4. 保健・医療・福祉の復興

- ・診療所については、早期に整備するとともに、医療の拠点施設となるよう建物の構造等に配慮します。
- ・保育所については、高台移転による安全な場所への整備を推進します。
- ・放課後児童クラブについては、空き施設等を活用し、引き続き事業を継続します。
- ・高齢者グループホームを早期に整備するほか、社会福祉施設等の計画的整備により、震災前以上の福祉体制の向上を目指します。
- ・質の高い保健医療・福祉サービスを継続的に提供する体制の再構築に向けて、保健センターの整備を検討するとともに、長期にわたって必要となる心のケアを推進します。

### ■ 5. 教育・文化の推進

- ・学校、家庭、地域が協働して子どもたちの心のサポートを行い、東日本大震災の大津波の体験を踏まえた教育プログラムを進めることにより、学びの場での復興教育を図ります。
- ・生きる活力を生み出し、地域の誇りや愛着を深めるため、文化芸術活動及び伝統文化等の保存と継承を支援します。
- ・体育館、生涯学習（図書館）施設や通学バス等の早期整備を図ります。

## ■ 6. 地域コミュニティの継続

- ・地域の結束力が強まるよう、地域コミュニティ活動の環境を整備し、さらに、全ての人々が安心して生活できるよう、地域コミュニティ活動の活性化に向けた取り組みを支援します。  
また、地域住民や関係団体等が協働し、被災地域や住民が主体で進める復興のまちづくりを支援します。
- ・被災を受けた公民館については、仮設集会所の整備により早期に復旧するとともに、その後においては、緊急避難所として活用できる公民館等の高台への整備・助成により、地域コミュニティの活動の場と防災対策を兼ね揃えた施設の整備を推進します。  
また、新たな地域コミュニティの実態に即した支援をします。
- ・震災をとおり、村内外の各種団体等から多種多様な支援をいただいております、これを契機として、継続した交流や活動を推進します。

## ■ 7. 行政機能の充実・強化

- ・村の復興に向けた全庁的な取り組みを推進します。
- ・県内外の自治体からの職員派遣等による人的支援等を通じ、その後も継続した自治体間の交流を図るとともに、国・県等から復興のための技術的な助言や連携した事業の展開を推進します。



【行方不明者を検索する消防・警察・自衛隊】



【がれきを片付ける久慈工業高校生ボランティア】

## 10 産業・経済再建

### ■ 1. 水産業の復興

- ・ 漁業協同組合を核とした漁業・養殖業の再構築と併せて、魚市場の再生と安定的な運営に必要な施設・設備の整備、さらには将来の漁業を支える担い手の確保を推進します。
- ・ 水産業の再生に向けた漁港・漁場・漁村生活環境基盤や海岸保全施設の早期復旧・整備を推進します。

### ■ 2. 農林業の復興

- ・ 村の土地利用計画や海岸保全施設等の整備と一体的な農用地利用計画を作成し、それらを踏まえた農業用施設・機械の整備を推進します。
  - ・ 復興に向けた整備と併せ、農用地の利用集積や園芸品目の導入、農業用機械等の共同化に向けた合意形成を進めるとともに、担い手の確保に努めます。
  - ・ 防潮林については、津波や潮風に対しての専門的な見識を踏まえながら、震災の教訓を生かした適正な整備を進めます。
- また、景観を考慮し、広葉樹等の植栽を検討します。

### ■ 3. 商工業の復興

- ・ 野田村商工会商工業復興ビジョンと連動した推進を図ります。
  - ・ 中小機構の仮施設整備事業による仮設店舗での再開や光ケーブル通信ネットワークを活用した買い物難民支援等の施策を推進します。
  - ・ 被災地域の経済を支える中小企業等の事業再開や復興に向けた支援を実施し、早期に経済の収縮に歯止めをかけるとともに、新たな商店街の再構築による賑わいの回復や地域の特性を生かした産業の復興を推進します。
- また、新たなまちづくりと連動した商店街の景観づくりを推進します。
- ・ 国・県等と連携し、経営再建に向けた支援制度の周知や充実を図ります。

### ■ 4. 観光の復興

- ・ 多くの観光資源が失われた十府ヶ浦海岸付近の早期復旧・復興に努め、魅力あふれる観光地や観光産業を創造します。
- ・ 観光イベントや復興イベントにより、震災に負けない野田村を広く県内外へ情報発信し、観光客の誘致を促進します。
- ・ 特産であるのだ塩は、製造施設や製造方法の改善を図るとともに、販売戦略、製造の安定化等を検証し、さらなる販路拡大に取り組みます。

## 11 元気で活力ある村を取り戻す

- ・元気で活力ある村を取り戻すために、様々な事業や施策を取り組む必要があります。国・県や関係機関と連携を図り、復旧・復興・発展に取り組みます。

東日本大震災の大津波により、防潮堤等の防災基盤が被害を受けている現状での建築行為は、危険性が高いため、しばらくの間、被災家屋の応急的な修繕を除き、見合わせていただきますようご協力をお願いいたします。

また、この復興パターンのもと、災害危険区域の条例化も検討しております。

今後も、被災者はもとより村民のニーズに合わせたむらづくりを推進していきますが、東日本大震災に関する国・県等の動向や施策の方向に柔軟に対応するため、計画内容を変更する場合がありますので、ご理解願います。

東日本大震災の大津波により、防潮堤（海岸防災林施設）が損壊し、高潮対策として防潮堤 6.5mで応急復旧しておりますが、新たな防潮堤の整備には、一定の時間がかかります。

今後、津波などの大災害が起こらないとは限りません。村民の皆様は避難が大事であることを一層ご理解願います。



震災後の航空写真

## 12 主要事業計画

### ○主要事業の整備目標

項目 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28～
防潮堤の整備						新総合計画へ
高台団地の造成						
公営住宅の整備						
第3堤防の整備						
公園の整備						
避難場所の整備						
土地区画整理事業						
産業の復旧						





○主要事業計画の概要

※事業の推進にあたり、事業名や事業内容等を示す「実施計画」を作成します。

復興基本方針		復旧期 (H23~25)	復興期 (H24~27)	発展期 (H26~32)	
防災まちづくり	防災まちづくりの考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防潮堤・水門の本復旧(嵩上げ・延伸・新設)</li> <li>●第3堤防(盛土)・公園(緩衝地帯)の整備</li> <li>●建設海岸堤防(国道45号)嵩上げ要望 ●建設海岸堤防(三鉄)への側壁等の整備</li> <li>●下安家地区宅地嵩上げ整備及び県道嵩上げ・堤防新設要望</li> </ul>		○防災施設の確立	
	魅力的なまちづくりの視点からみた都市構造・基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共公益施設の復旧整備 ●村道等の道路整備</li> <li>●土地利用計画の作成 ●県道の切替え整備 ●三陸北縦貫道路の整備(次期継続)</li> </ul>		○利便性の高い交通網の整備によるまちづくりの推進	
	津波に対して安全・安心な建築物の誘導	●住宅建築に関するガイドラインの作成	●住宅建築に関するガイドラインの周知	○防災対策に配慮した民間住宅の建築・移転	
	地域防災計画・避難場所の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災行政無線の復旧</li> <li>●分署・屯所・消防車両等の移転整備</li> <li>●地域防災計画の見直し</li> <li>●避難場所の機能強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難路の整備 ●水門の遠隔操作化・河川改修要望 ●複合的避難ビル・津波避難タワー等の整備 ●新エネルギーの導入や蓄電池等の整備</li> </ul>	○災害に強い防災体制の確立	
復興の方向性	生活再建	生活基盤の復旧	●適正な災害廃棄物(がれき)の処理 ●上下水道の復旧整備 ●のんちゃんネットの復旧整備	○生活基盤の安定	
		住宅の再建と支援策	●高台移転の整備 ●公営住宅の整備	○安全・安心して暮らせる住宅の確保	
		雇用の確保	●緊急的な雇用の場の創出	●地域産業の復興による雇用	○雇用の確保による経済的安定
		保健・医療・福祉の復興	●診療所の移転整備 ●保育所の移転整備 ●社会福祉施設の移転整備 ●放課後児童クラブの継続 ●心のケアの推進 ●保健センターの整備		○少子高齢化社会に対応した体制の確立
		教育・文化の推進	●体育館の復旧 ●生涯学習センターの復旧 ●通学バスの整備	●学びの場での復興教育	○文化の継承
		地域コミュニティの継続	●震災前の地域コミュニティ活動の継続 ●復興のまちづくりへの支援 ●仮設集会所の復旧整備 ●防災機能を兼ね備えた公民館等の整備		○新たな地域コミュニティの実態に即した支援 ○各種団体等との継続した交流
		行政機能の充実・強化	●復興へ向けた全庁的取り組み ●自治体からの職員派遣	●継続した自治体間の交流	○行政機能の向上
産業・経済再建	水産業の復興	●漁港・養殖場の復旧整備 ●魚市場の再開 ●漁船・漁具の確保 ●漁業経営体の復旧	●海岸保全施設の復旧整備	○収益性の高い水産業への発展	
	農林業の復興	●除塩等による農地復旧 ●農業用施設・機械の整備 ●農用地利用計画の作成	●農用地の利用集積 ●防潮林の復旧整備	○収益性の高い農林業への発展	
	商工業の復興	●仮設店舗での再開	●新たな商店街の構築	○賑わいのある商店街の形成 ○企業の復興・発展	
	観光の復興	●復興イベントの開催 ●十府ヶ浦海岸の復旧 ●のだ塩製造施設の整備	●観光イベントの開催 ●公園等の整備による観光地化	○観光客の増大による活性化	